



平成 18 年 11 月 6 日

各 位

株式会社ファルコバイオシステムズ
京都市中京区河原町通二条上る清水町 346 番地
代表取締役会長兼社長 赤澤 寛治
(コード番号：4671 東証・大証各第一部)
問い合わせ先：
常務取締役経営企画本部長 安田 忠史
電話(075)257-8556

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 6 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 18 年 12 月 14 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- 記 -

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(同第 13 号)の施行に伴い、次のとおり当社定款を変更しようとするものであります。

当社に設置する機関を定めるものであります。(変更案第 4 条)

株券を発行する旨を定めるものであります。(変更案第 7 条)

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限する旨を定めるものであります。(変更案第 9 条)

株主総会の運営が円滑に行えるよう招集地を明確にするものであります。(変更案第 14 条)

今後に備え、株主総会参考書類その他株主総会招集通知の添付書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用して株主の皆さまにご提供することができるようにしようとするものであります。(変更案第 17 条)

株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法及び代理人の数を明確にするものであります。(変更案第 19 条)

必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるようにする旨を定めるものであります。(変更案第 26 条)

補欠監査役の選任に係る決議の効力を伸長する旨を定めるものであります。(変更案第 32 条)

監査役及び社外監査役が期待される役割を十分発揮することができるよう、取締役会決議により法令の範囲内で責任免除が行える旨並びに社外監査役との間で責任限定契約をあらかじめ締結できる旨を定めるものであります。(変更案第 38 条)

なお、変更案第 38 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

その他、会社法の条文に合わせた用語等、条文の整備を行うものであります。

- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また将来、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎える場合に備え、取締役会決議により法令の範囲内で責任免除が行える旨、並びに社外取締役との間で責任限定契約をあらかじめ締結できる旨を定めるものであります。(変更案第29条)
- なお、変更案第29条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するものであります。(変更案第10条)
- (4) 以上の他、法令に定められた事項の確認的記載事項に過ぎない規定を削除し、あわせて全般にわたり表現形式、構成及び用語等の変更を行い、並びにこれに伴う条数の繰り下げなど所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 12 月 14 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 12 月 14 日

以 上

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、40,000,000 株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当社は、前条の規定に係わらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 7 条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、单元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(1单元の株式の数)</p> <p><u>第 8 条 当社の 1 单元の株式の数は、100 株とする。</u></p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 9 条 当社は、1 单元に満たない株式の数を表示した株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 11 条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p><u>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p><u>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(招集地)</p> <p><u>第 14 条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 15 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2. <u>商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、取締役社長が<u>これを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) <u>第 16 条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第 17 条 当会社に取締役 11 名以内を置く。</p> <p>(選 任) 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> 3. 取締役の選任<u>については</u>、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠または増員のため</u>選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(取締役及び役付取締役) 第 20 条 <u>取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> 2. <u>取締役会の決議により、</u>取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 21 条 (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 取締役の選任<u>決議は</u>、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>増員または補欠として</u>選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p><u>第 21 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前に発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べない時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(報 酬) 第 22 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第 23 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。</p> <p>(選 任) 第 24 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(取締役会規程) 第 27 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 31 条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期) 第 25 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 26 条 監査役は、<u>その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第 27 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し<u>会日の 3 日前に発する。</u>但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報 酬) 第 28 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(補欠監査役の選任決議の効力) 第 32 条 <u>補欠監査役の選任決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期) 第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 34 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 35 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。</u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 29 条 当社の営業年度は、毎年 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 30 条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 31 条 <u>取締役会の決議により、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第 32 条 <u>利益配当金または中間配当金</u> <u>が、支払開始の日から満 3 年を経過</u> <u>してもなお受領されないときは、当</u> <u>会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第 41 条 <u>当社は、取締役会の決議によ</u> <u>り、市場取引等による自己の株式</u> <u>の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 42 条 <u>配当財産が金銭である場合は、</u> <u>その支払開始日から満 3 年を経過し</u> <u>てもなお受領されないときは、当会</u> <u>社はその支払の義務を免れる。</u></p>